

消費税改正セミナー 開催のご案内

平成31年10月より消費税が10%に引き上げられます。

消費税率3%から始まり5%、8%、と改正されてきた消費税率ですが、今回の改正では、新たに『軽減税率制度』と『適格請求書等保存方式(インボイス制度)』の2つの制度が導入されるため、これまでとは異なる対応や準備が必要です。

今回のセミナーでは軽減税率制度を主とし、改正内容を正しく理解して頂きたいと思っておりますので、出来る限りご参加頂けます様お願い致します。

主なセミナーの内容

- ・ 軽減税率の対象品目
- ・ 旧税率の8%と軽減税率の8%の違い
- ・ 建設工事にかかる契約時期と税率
- ・ 消費税率の改定と住宅取得資金の贈与の関係

開催日時 平成30年11月14日(水) 13時30分～15時30分
(13時より受付開始)

開催場所 福井市開発5丁目 1207
コミュニティーリゾート リライム 1階 ギャラリーホール

講師 当事務所副所長 税理士 坪内富男

受講料 無料

定員 80名(定員になり次第締め切らせて頂きます。)

申込方法 TEL又は、下記記入のうえFAXをお願い致します。

いずれかに○をつけ、会社名、出席者数をご記入のうえ11月2日(金)までにFAX下さい。

・ 御出席 ・ 御欠席

御社名 _____

参加人数 _____

Fax 0776-23-7311



山崎総合事務所
YAMAZAKI CONSULTING OFFICE

税理士 司法書士 土地家屋調査士 行政書士

山崎 利一

910-0854 福井市御幸 4-10-11

Tel0776-23-1500